

TOKOニュースレター

Vol. 10/2011年8月号

発行日：2011年8月22日

8月も猛暑が続いています。先週オフィス街を歩いていたら妙に人が少ないと感じました。節電の影響でお盆休みが例年に比べ長期間取る企業が多いとニュースで聞き納得しました、

I. 最新情報（2011年7月1日～2011年7月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし。

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2011年7月 4日	その 他	「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&Aの一部改訂について	独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（以下「独法会計基準」という。）が、平成23年6月28日に改訂されたのを受け、総務省行政管理局、財務省主計局及び日本公認会計士協会は、独法会計基準の実務上の留意点を定める「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（以下「Q&A」という。）を改訂いたしましたので、お知らせいたします。 本改訂におきましては、固定資産の処分及び減損に関わる会計処理並びにセグメント情報の開示に係る規定の整備を行っており、本改訂は、平成23事業年度から適用されます。 今後も独立行政法人会計の理論及び実務等を踏まえて、Q&Aを充実・改善していく予定でありますことを申し添えます。	—
2011年7月 21日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）概念フレームワーク	国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2010年12月に、概念フレームワーク公開草案第1号「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 役割、権	—

		公開草案第1号「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 役割、権限及び範囲、目的及び利用者、質的特徴、並びに、報告主体」に対するコメントについて	限及び範囲、目的及び利用者、質的特徴、並びに、報告主体」(The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities: Role, Authority and Scope ; Objectives and Users ; Qualitative Characteristics ; and Reporting Entity) を公表し、広く意見を求めておりました。日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2011年6月15日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	
2011年7月21日	意見	国際公会計基準審議会(IPSASB) コンサルテーション・ペーパー「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 財務諸表における要素及び認識」に対するコメントについて	国際会計士連盟(IFAC)の国際公会計基準審議会(IPSASB)は、2010年12月に、コンサルテーション・ペーパー「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 財務諸表における要素及び認識」(The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities: Elements and Recognition in Financial Statements) を公表し、広く意見を求めておりました。日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2011年6月15日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—
2011年7月21日	意見	国際公会計基準審議会(IPSASB) コンサルテーション・ペーパー「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 財務諸表における資産及び負債の測定」に対するコメントについて	国際会計士連盟(IFAC)の国際公会計基準審議会(IPSASB)は、2010年12月に、コンサルテーション・ペーパー「公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク 財務諸表における資産及び負債の測定」(The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities: Measurement of Assets and Liabilities in Financial Statements) を公表し、広く意見を求めておりました。日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2011年6月15日付けで、国際会計士連盟の国際公会計基準審議会に対し提出いたしましたので、お知らせいたします。	—
2011年7月26日	意見	「東北地方太平洋沖地震に対処するための貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令案」に対する意見について	平成23年4月28日付けで、水産庁から「東北地方太平洋沖地震に対処するための貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令案」が公表され、広く意見が求められました。日本公認会計士協会(非営利法人委員会)では、この意見募集に対する意見を取りまとめ、平成23年5月27日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	—

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

II. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

今回はお休みします。

2. 今月のQ&A

Q	親会社が引き継いだ子会社の繰越欠損金の税効果について 平成22年度の法人税改正によって、完全支配関係がある子会社が清算した場合、子会社の株主である親会社が繰越欠損金を引き継ぐことができることになりました。この場合、税効果会計上の取扱いはどうなりますか。
---	--

A. 本改正については、完全支配関係がある内国法人の残余財産が確定した場合には、その内国法人の株主である内国法人に欠損金を引き継ぐこととされました。従って欠損金の引継ぎに関しては、当該株主である内国法人の欠損金を引き継いだ時点で一時差異を認識することとなると思われます。

III. 解説シリーズ

「おさらいシリーズ」第一弾「減損会計」

第6回 減損処理後の会計処理

文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行います。したがって、減損損失を控除した帳簿価額から残存価額を控除した金額を、企業が採用している減価償却の方法に従って、規則的、合理的に配分することとなります。

また、減損損失の戻れは行われません。

<次号に続く>

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上